

電気通信大学施設活用調整委員会規程

平成22年 4月20日

改正

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に教職員と学生が使用する全ての大学内施設を大学全体で一元管理し、全学的視点から施設の有効活用を図るため電気通信大学施設活用調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、役員会から付託された学内施設の有効かつ最適な使用法とその調整案件について審議する。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学術院長及び同副院長
- (3) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務部施設課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。